

申告書確認表（連結申告用）

確認対象 連結事業年度		担 当 者	役職：
確認実施日			役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検に御活用いただくことを目的として作成しております。
 確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いいたします。

項目	No.	確認内容	確認結果		
			□適	□否	□非該当
共通事項	1	電子申告義務がある連結親法人（当連結事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	□適	□否	□非該当
	2	連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付していますか。 ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。） ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表） ③ 勘定科目内訳明細書 ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類 ⑤ 連結親法人の会社事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。） ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合） ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合） ⑧ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）	□適	□否	□非該当
	3	当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。	□適	□否	□非該当
	4	各別表に記載している前連結事業年度からの繰越額（期首現在連結利益積立金額を含みます。）は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一の二・ 一の二次葉	5	別表一の二の15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	□適	□否	□非該当
	6	地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の56欄～59欄により計算していますか。また、別表一の二の40欄の金額は、別表六の二(二)の20欄の金額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
	7	当連結事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である連結親法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人又は適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結親法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	□適	□否	□非該当
同族会社等の判定 別表二	8	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	□適	□否	□非該当
	9	17欄が50%超で、当連結事業年度終了の時点における連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三の二を作成していますか。	□適	□否	□非該当
	10	連結親法人の貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	□適	□否	□非該当
連結所得金額の計算 別表四の二・ 五の二(一)	11	別表四の二の1欄又は55欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表四の二付表の1欄又は55欄の金額の合計額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
	12	別表四の二と別表五の二(一)の検算額は、別表五の二(一)の20④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 (納付の場合) 別表四の二の55②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16～19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一の二の16欄 - 別表一の二の44欄 = 別表五の二(一)の20④欄 (還付の場合) 別表四の二の55②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16～19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 + 別表一の二の28欄 + 別表一の二の45欄 = 別表五の二(一)の20④欄	□適	□否	□非該当
	13	別表五の二(一)の1欄～13欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一の19欄の金額をそれぞれ記載していますか。	□適	□否	□非該当

申告書確認表（連結申告用）

項目	確認内容		確認結果		
	No.				
租税公課 別表五の二(二)	14	各欄の金額は、各連結法人の別表五の二(二)付表の各該当欄の金額の合計額と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	15	5、10、15、20及び29～34の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の二の14欄、17欄及び19欄で加算していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	16	5、10、15及び20の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、各連結法人において雑収入等に計上しているものを別表四の二の24欄又は25欄で減算していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	17	24の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の二の23欄等で減算していますか。 また、24の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四の二で加算していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	18	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四の二で減算していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
所得税額控除 別表六の二(一)	19	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	20	12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていますか。 (例)・公社債及び預貯金の利子 ・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配 ・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	21	集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六の二(二)を作成していますか。）。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
外国税額控除 別表六の二(二)	22	8欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の25欄の金額の合計額と一致していますか。 また、9欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の43①欄の金額の合計額と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	23	11欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額（マイナスの場合は0）と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	24	12欄、14欄又は15欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の8欄、9欄又は2欄の金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	25	16欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の17欄の金額の合計額と一致していますか。 また、20欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の49欄の金額の合計額と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
法人税の額から控除される特別控除額 別表六の二(三)	26	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
特定税額控除規定の適用可否の判定 別表六の二(四)	27	連結法人（連結親法人が中小連結親法人に該当するものを除きます。）が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
その他の法人税額の特別控除 別表六の二(六)ほか	28	中小連結親法人又は特定中小連結親法人に該当しない連結親法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない法人税額の特別控除制度を適用していませんか。 (例)・中小連結法人に係る試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ・特定中小連結法人に係る中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ・中小連結法人に係る給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
繰越連結欠損金 別表七の二付表一	29	2欄の金額は、連結欠損金控除前の連結所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる連結事業年度を除きます。 ① 連結親法人が、当連結事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の連結事業年度（法第81条の9第8項第1号該当） ② 連結親法人の更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第2号該当） ③ 連結親法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第3号該当）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当

申告書確認表（連結申告用）

項目	確認内容		確認結果		
	No.				
受取配当等の益金不算入 別表八の二	(受取配当等の額)				
	30	19欄、22欄、25欄、33欄又は34欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例)・公社債の利子の額 ・MMF（追加型公社債投資信託）等の公社債投資信託の収益の分配の額 ・公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額（外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額を除きます。） ・不動産投資信託の収益の分配の額 ・オープン投資信託の特別分配金の額 ・外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額 ・匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	31	19欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	32	20欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	33	23欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	34	29欄又は30欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	35	29欄には保険業を行う連結法人が受ける配当等の額を、30欄にはその他の事業を行う連結法人が受ける配当等の額を記載していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	(負債利子等の額)				
	36	3欄の金額は、各連結法人の損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四の二付表において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	37	4欄の金額に、各連結法人が他の連結法人に対して支払う社債利息及び手形の割引料等の額の合計額を含めていますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	38	最初連結事業年度の場合、前期末現在額（15欄～18欄）を0としていますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
	39	17欄の金額は、各連結法人の貸借対照表の金額に法令第155条の8及び連基通3-2-7～3-2-9の調整をした後の金額の合計額となっていますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
40	18欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等）の税務上の帳簿価額となっていますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	
資産の譲渡に係る特別控除 別表十の二(二)	41	資産の譲渡に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、連結グループ内における同一暦年での連結所得の特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか（48～51欄）。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
寄附金の損金算入額 別表十四の二	42	10欄の金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の30④欄の金額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当
交際費等の損金算入額 別表十五の二	43	当連結事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える連結親法人であるにもかかわらず、21欄の計算をしていませんか。 また、これらの額が1億円を超える連結親法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当

- 1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。
- 法法 …………… 法人税法
 - 法令 …………… 法人税法施行令
 - 連基通 …………… 連結納税基本通達
 - 租特透明化法 …………… 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
- 2 令和2年6月30日現在の法令・通達によっています。